

## 軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与について

事業者から照会の多い事項について、次のとおり福山市としての回答を作成しましたので参考としてください。

問1 軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与は、必ず市の「確認」を受けた後に提供する必要があるのか？

答1 利用者の心身の状況等から、速やかにサービスを提供する必要がある場合は、市の「確認」を受ける前に、提供しても差し支えありません。

また、認定申請中の場合は、要支援1・2又は要介護1の介護度が確定した時点で、市の「確認」の手続きを行ってください。

なお、その際、軽度者である場合又は軽度者であると見込まれる場合は、あらかじめ医師の医学的な所見を確認した上で、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、サービスの必要性を判断しておいてください。

問2 緊急的にサービスを提供した後に、市の「確認」の手続きを行い、仮に市の「確認」が得られなかった場合は、保険給付の対象とならないのか？

答2 市の「確認」は、医師の医学的な所見を踏まえ、サービス担当者会議等を開催し、サービスが特に必要である旨を判断したことを確認するものであるため、これらの必要な手続きを経て適切に判断している場合、市の「確認」が得られないということは、想定していません。

問3 車いすの貸与について、訪問調査結果では、「歩行」が「できない」となっていない場合は、全て市の「確認」の手続きを行う必要があるのか？

答3 車いす・車いす付属品については、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、保険給付の対象となる「一定の条件」に該当すると判断した場合、市の「確認」の手続きを行う必要はありません。

なお、移動用リフトのうち段差解消機についても、同様の取り扱いとなります。【別紙「例外的に保険給付の対象となる条件」参照】

問4 要支援者が要介護1になり、地域包括支援センターから委託を受けていた居宅介護支援事業所が、引き続きケアマネジメントを担当する場合は、新たに市の「確認」の手続きを行う必要があるのか？

答4 同じ居宅介護支援事業所が担当する場合であっても、提供するサービス種別は、「介護予防支援」と「居宅介護支援」で異なり、また福祉用具も「介護予防福祉用具貸与」と「福祉用具貸与」で異なることから、それぞれ別に市の「確認」の手続きを行う必要があります。

また、問いとは逆に、要介護者が要支援1・2になり、地域包括支援センターから委託を受けて、引き続き同じ居宅介護支援事業所が担当する場合も同様の取り扱いとなります。

なお、過去に市の「確認」を受けていた被保険者について、新たに市の「確認」が必要となる場合の例示は、別紙のとおりです。【別紙「新たに市の「確認」が必要となる場合」参照】

問5 市の「確認」を受けて、特殊寝台付属品のマットレス及びサイドレールを貸与している場合であって、新たにテーブルを貸与しようとする場合、新たに市の「確認」の手続きを行う必要があるのか？

答5 マットレス等といった「品目」ではなく、特殊寝台付属品という「種目」について、市の「確認」を行っているため、その「品目」を追加又は変更する場合には、新たに市の「確認」の手続きを行う必要はありません。

【例外的に保険給付の対象となる条件】

種 目	一 定 の 条 件	判 断 方 法
・車いす ・車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に歩行が困難な者</li> <li>・日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</li> </ul>	基本調査 1-7「できない」 該当する基本調査結果がないため、「*」により判断する。
・特殊寝台 ・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に起きあがり困難な者</li> <li>・日常的に寝返りが困難な者</li> </ul>	基本調査 1-4「できない」 基本調査 1-3「できない」
・床ずれ防止用具 ・体位変換器	・日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3「できない」
・認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者</li> <li>・移動において全介助を必要としない者</li> </ul>	基本調査 3-1「できる」以外 又は基本調査 3-2～基本調査 3-7のいずれか「できない」 又は基本調査 3-8～基本調査 4-15のいずれか「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2「全介助」以外
・移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	・日常的に立ち上がり困難な者	基本調査 1-8「できない」
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</li> <li>・生活環境において段差の解消が必要と認められる者</li> </ul>	基本調査 2-1「一部介助」又は「全介助」 該当する基本調査結果がないため、「*」により判断する。

\* 主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者等が判断する。

これらに該当しない場合であって、疾病その他の原因により、

- ・ 状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「一定の条件」に該当する
- ・ 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「一定の条件」に該当するに至ることが確実に見込まれる
- ・ 身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「一定の条件」に該当すると判断できる

場合について、市の「確認」の手続きが必要となる。

(基本調査項目)

1-3 寝返り	3-1 意思の伝達	3-7 場所の理解	4-4 昼夜逆転	4-10 収集癖
1-4 起き上がり	3-2 毎日の日課を理解	3-8 徘徊	4-5 同じ話をする	4-11 物や衣類を壊す
1-7 歩行	3-3 生年月日をいう	3-9 外出して戻れない	4-6 大声を出す	4-12 ひどい物忘れ
1-8 立ち上がり	3-4 短期記憶	4-1 被害的	4-7 介護に抵抗	4-13 独り言・独り笑い
2-1 移乗	3-5 自分の名前をいう	4-2 作話	4-8 落ち着きなし	4-14 自分勝手に行動する
2-2 移動	3-6 今の季節を理解	4-3 感情が不安定	4-9 一人で出たがる	4-15 話がまとまらない

【新たに市の「確認」が必要となる場合】

